

ニューカッスル病・鶏伝染性コリゑザ（A型）乾燥混合不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性コリゑザ（A型）乾燥混合不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）の3.7.5、3.7.8及び3.7.9に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする